

平成29年12月22日  
大臣官房官庁営繕部

## 大臣官房官庁営繕部有資格業者に対する指名停止措置について

大臣官房官庁営繕部は、本日、株式会社岡本組（法人番号 2040001035064）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

### 【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 櫻井 義則

契約第二係長 金井 宏行

TEL 03-5253-8111（内線23154・23155）

TEL 03-5253-8231（夜間直通）

FAX 03-5253-1541

### 指名停止措置の概要

#### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	法人番号	住所
株式会社岡本組	2040001035064	千葉県松戸市大金平3-165

#### 2 指名停止措置期間：平成29年12月22日～平成30年2月21日（2ヵ月）

#### 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

#### 4 事実概要

上記事業者の元取締役は、千葉県が発注した排水路工事の一般競争入札において、同県職員から予定価格、技術評価点、調査基準価格について情報提供を受けたとして、平成29年11月23日、千葉県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。

#### 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イに該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第8号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が 公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ 指定区域内の他の公共機関の職員 ロ 略	逮捕又は公訴を知った日から       2ヵ月以上12ヵ月以内